

第一 検討の対象とするADRの範囲

「ADR」は「Alternative Dispute Resolution」という英語の略称であり、一般的には、「裁判外における紛争処理制度」、「裁判外の紛争解決手続」などと訳して用いているが、定訳があるわけではない¹。そもそも、ADRの手続、解決基準等は事案の性格や紛争当事者の事情によって異なり、また、その多様性自体がADRの特長の一つに挙げられていることもあって、ADRの範囲は一義的には定まらない。

したがって、「検討に当たっての基本的考え方」を踏まえてADRに関する基本的な法制を整備することとする場合には、まず、ADRの外延をどのように捉えて法制を整備することが適切かという点を検討する必要がある。

なお、ADRの外延を検討する目的はADRに関する基本的な法制の適用範囲を画することにあり、範囲外の手続の存在を否定したり、消極的な評価を与えたりするものではない。

以下では、これまでの検討状況を踏まえて、ADRに関する基本的な法制を整備する場合におけるADRの外延（ADRの範囲）について、更に検討を深めるべき論点を掲げている。

¹ 既存法令では、司法制度改革推進法（第5条）や知的財産基本法（第15条）において、「裁判外における紛争処理制度」という用語が使用されている例がある。

1.ADR に関する基本的な法制における「ADR」の範囲

【論点1】

ADR に関する基本的な法制を整備する場合には、第三者の関与の下、裁判によらないで民事に関する紛争²の解決を図るための手続(裁判上の和解を除く³)のうち、次の要素を満たすものを「ADR」とすることについて、どう考えるか。

第三者が、紛争の解決を試みようとする両当事者双方間に介在するものであること

第三者が、両当事者の主張の整理、解決案や評価の提示その他の当事者に対する働きかけにより当事者間の合意形成の支援・促進を図ること、又は判断の提示による紛争の解決を図ることを目的として関与するものであること

第三者のうち少なくとも1名は、当事者の代理人(代理人に準ずる者を含む。)以外の者であること

(注)民事に関する紛争のうち行政処分に係る紛争を含めるか否かについては、両論がある。

趣旨

ADR は、その提供主体により民間型、行政型、司法型に、また、その種類により仲裁、裁定、調停、あっせん等に分類される⁴が、ADR に関する基本的な法制のうち、少なくとも、基本的事項については、幅広く、各種手続を適用対象とすることが適当ではないかと考えられる。そこで、原則的には、これらの手続をすべて含み得るものとなるよう、ADR の範囲を設定するという考え方を示したものである。

なお、行政処分に係る紛争を解決する手続には私的自治の原則が必ずしもあてはまらず、「第二 基本的事項」に掲げた各論点の趣旨と整合しない面があるのではないかと考えられるが、適用対象はできる限り幅広くとるのが好ましいという考え方から、これも対象とすべきではないかという意見もあった。

² 単なる事実の存否に関する紛争などの法律上の紛争以外の紛争も含まれる。

³ 訴訟手続の過程で裁判官が和解を試みる訴訟上の和解及びいわゆる即決和解をいう。これら裁判上の和解に関する手続は、特殊な手続として別異の手続保障を要するため、ADR 一般と一律的には論じられないという考え方によるもので、UNCITRAL 国際商事調停モデル法も、このような考え方によっている。

⁴ 参考資料6参照

(注)以下の検討では、上記の ADR の範囲内の手続における第三者を、便宜、「主宰者」と総称する⁵とともに、以下のとおり手続の種類を区分している⁶。

裁断型手続・・・もっぱら主宰者の判断の受諾により紛争の解決を図ることを目的とする手続

i) 仲裁・・・仲裁法制⁷の規定の適用を受ける手続

ii) 裁定・・・仲裁法制の規定の適用を受けない手続

調整型手続・・・もっぱら当事者の互譲により紛争の解決を図ることを目的とする手続

i) 調停・あっせん⁸・・・主宰者が、当事者間の合意形成を支援・促進するために主張の整理、解決案の提示その他の当事者に対する働きかけを行う手続

ii) 評価・・・主宰者が、当事者に対し、和解形成を促進するために判断⁹の提示のみを行う手続

⁵ 「主宰者」という文言は、手続をリードする者としてのイメージが強く、当事者が主体的に紛争解決を試みる手続の場合にはなじまないという印象もあるため、両当事者間に介在する中立的立場にある者として、英語の「ニュートラル」に対応するような文言とすべきという意見もある。

⁶ 参考資料7参照

⁷ 現行の仲裁法制は「公示催告手続及び仲裁手続に関する法律」(公示催告仲裁法)であるが、これに代わる新たな仲裁法制を整備するため、仲裁法案が第156回国会に提出された。以下の記述において、単に「仲裁法」という場合には、特に断りのない限り、新たな仲裁法制の規定によっている。

⁸ ADRの現場や既存法令では、調停とあっせんとを区分している例もあるが、ここでの検討事項となる論点の範囲内では、両者を区分して議論する必要性は認められなかったため、両者を一括して、「調停・あっせん」としている。

⁹ 「判断」には、紛争の解決案のほか、紛争に関する事実の認定や裁判によった場合の判決の見通し等も含まれる。

2.ADR に関する基本的な法制における相談手続の位置付け

【論点 2】

論点 1の要素のうち、 は満たすものの、 又は を満たさない手続を相談手続¹⁰と位置付け、必要に応じて、ADR に関する基本的な法制を適用することについて、どう考えるか。

趣旨

紛争解決を図ることに関連する手続のうち、第三者の関与が一方当事者のみとの関係にとどまるもの（論点 1の を満たさないもの）であったり、当事者間での主張の取次ぎにとどまるもの（論点 1の を満たさないもの）であったりする場合には、紛争解決手続そのものとはいい難い。

しかし、このような手続も、ADR を幅広く支えるものとして重要な役割を果たしていると考えられる。そこで、これらを相談手続と位置付け、必要に応じて、ADR に関する基本的な法制を整備する際に、適用対象とするという考え方を示したものである。

¹⁰ 消費者相談等については、「相談」のほかに、「苦情処理」等というような文言が使用されることも多い。こうした「苦情処理」等の名称で行われている手続には、現場の実情に対応した様々な態様の手続が含まれているようであるが、これらは、今回の手続の分類によれば、論点 1の「調停・あっせん」又は論点 2の「相談手続」のいずれかに該当することとなるものと考えられる。